



リスク部会 国際会議組織委員会細則

2023 年 8 月 4 日 2023 年度第 3 回リスク部会運営小委員会承認

(目的)

第 1 条 本規約は、リスク部会が関与する国際会議組織委員会（以下、「組織委員会」という）の任務、構成および運営等について定めることを目的とする。

(組織委員会設置)

第 2 条 国際会議開催の決定を受けて組織委員会を設置する。

(組織委員会名称)

第 3 条 組織委員会の名称は、所管する国際会議の名称または略称を冒頭に配したものとする。

「リスク評価とマネジメントに関するアジアシンポジウム (Asian Symposium on Risk Assessment and Management)」の場合は、「日本 ASRAM 組織委員会 (ASRAM Japan)」、
「確率論的安全評価と管理に関する国際会議 (Probabilistic Safety Assessment and Management)」の場合は、「日本 PSAM 組織委員会 (PSAM Japan)」、合同開催の場合は「日本 PSAM17&ASRAM2024 組織委員会 (PSAM17&ASRAM2024 Japan)」と称する。

(組織委員会の任務)

第 4 条 組織委員会は、国際会議（日本開催時）の準備、運営および整理等に関する事項の基本方針を審議し、決定する。

- 2 組織委員会は、国際会議（日本開催時）の予算の作成、寄附金募集の計画作成、および現地会場における国際会議の実施、運営等に関する事項を実行する。
- 3 組織委員会は、国際会議（日本開催時）の終了後に収支決算書、報告書を作成する。
- 4 組織委員会は、国際会議（国外開催時）における主催者の支援を行う。

(組織委員会の構成)

第 5 条 組織委員会は委員長 1 名、副委員長若干名、および委員 15 名程度を持って組織する。

- 2 委員は、委員長がこれを委嘱する。任期は、所管する国際会議に関する業務が終了するまでとする。なお、委員は、その任期中、本人が委員長に申し出ることにより、いつでも退任することができる。
- 3 組織委員会に会計監査担当の委員を 2 名以上置く。
- 4 傘下に技術プログラム委員会、運営委員会、および国際アドバイザー委員会を置く。この 3 つの委員会の委員長は組織委員会委員とする。
- 5 組織委員会および傘下の委員会の間の情報共有と実務遂行のために実行委員会を必要に応じて置くことができる。

6 組織委員会に、名誉委員長を置くことができる。

(組織委員会の運営)

第6条 組織委員長は組織委員会の会務を統括する。

2 組織委員長に事故があったときは、あらかじめ組織委員長が委員の中から指名した者がその職務を代行する。

(技術プログラム委員会の任務)

第7条 技術プログラム委員会は、組織委員会の決定に基づき、国際会議（日本開催時）における学術プログラムの準備、運営および整理等に関する事項を実行する。

(技術プログラム委員会の構成)

第8条 技術プログラム委員会は、委員長1名、副委員長若干名および委員20名程度をもって組織する。

2 委員長、副委員長および委員は、組織委員長がこれを委嘱する。任期は、所管する国際会議に関する業務が終了するまでとする。なお、委員は、その任期中、本人が組織委員長に申し出るにより、いつでも退任することができる。

(技術プログラム委員会の運営)

第9条 技術プログラム委員長は技術プログラム委員会の会務を統括する。

2 技術プログラム委員長に事故があったときは、あらかじめ技術プログラム委員長が指名した者がその職務を代行する。

(運営委員会の任務)

第10条 運営委員会は、組織委員会の決定に基づき、国際会議（日本開催時）における契約、財務、会場準備等に関する事項を実行する。

(運営委員会の構成)

第11条 運営委員会は、委員長1名、副委員長若干名および委員10名程度をもって組織する。

2 委員長、副委員長および委員は、組織委員長がこれを委嘱する。任期は、所管する国際会議に関する業務が終了するまでとする。なお、委員は、その任期中、本人が組織委員長に申し出るにより、いつでも退任することができる。

(運営委員会の運営)

第12条 運営委員長は運営委員会の会務を統括する。

2 運営委員長に事故があったときは、あらかじめ運営委員長が指名した者がその職務を代行する。

(国際アドバイザリー委員会の任務)

第 13 条 国際アドバイザー委員会は、組織委員会の決定に基づき、国際会議（日本開催時）における海外関係機関との連絡調整等に関する事項を実行する。

（国際アドバイザー委員会の構成）

第 14 条 国際アドバイザー委員会は、委員長 1 名、および委員若干名程度をもって組織する。

- 2 委員長および委員は、組織委員長がこれを委嘱する。任期は、所管する国際会議に関する業務が終了するまでとする。なお、委員は、その任期中、本人が組織委員長に申し出ることにより、いつでも退任することができる。

（国際アドバイザー委員会の運営）

第 15 条 国際アドバイザー委員長は国際アドバイザー委員会の会務を統括する。

- 2 国際アドバイザー委員長に事故があったときは、あらかじめ国際アドバイザー委員長が指名した者がその職務を代行する。

（会計年度）

第 16 条 国際会議の会計年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、12 月 31 日に終わる。

（特別会計）

第 17 条 国際会議に関する会計は、特別会計をもって処理する。

（改定）

第 18 条 本細則の改定は、リスク部会運営小委員会が決定し、リスク部会全体会議、部会等運営委員会ならびに理事会に報告するものとする。

附則

- 1 2023 年 8 月 5 日 2023 年度第 3 回リスク部会運営小委員会制定、同日施行
2023 年 9 月 6 日 第 13 回リスク部会全体会議報告、2023 年 9 月 22 日 第 1 回部会等運営委員会報告、2023 年 11 月 2 日 第 4 回理事会報告